

○港区放課GO→クラブ実施要綱

平成22年4月1日

22港子第58号

(目的)

第1条 この要綱は、児童が放課後等の学校施設等を活用し、安全、安心に過ごすことのできる居場所を確保するとともに、学習、スポーツ、遊びなどの活動を通して、児童の自主性、社会性及び創造性を養うことを目的として実施する事業（以下「放課GO→」という。）及び港区学童クラブ条例（平成30年港区条例第34号。以下「条例」という。）第1条に規定する学童クラブ事業（以下「学童クラブ」という。）を一体的に実施していく事業（以下「放課GO→クラブ」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「放課GO→クラブ」とは、放課GO→及び区立小学校において実施する学童クラブ（以下「放課GO→学童クラブ」という。）を一体的に実施するものをいう。

(実施場所)

第3条 放課GO→クラブは、別表に掲げる区立小学校（以下「実施校」という。）において実施する。

(放課GO→の対象児童等)

第4条 放課GO→の対象児童、登録、実施日時等、更新、活動内容及び費用負担については、港区放課後児童育成事業実施要綱（平成18年1月18日17港教生第665号）の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、放課GO→の登録及び更新は、放課GO→参加登録申込書（第1号様式）区長に提出することにより行うものとする。

(学童クラブの事業内容等)

第5条 学童クラブの事業内容、休業日、実施時間、利用できる者、利用手続に係る事項及び育成料に係る事項については、条例、港区学童クラブ条例施行規則（平成30年港区規則第100号）及び港区学童クラブ運営要綱（平成4年6月12日4港厚児第209号）の規定を適用する。

(協議会)

第6条 保護者、学校関係者及び地域関係者（以下「保護者等」という。）の意見を放課

GO→クラブの運営に反映させるため、各実施校に放課GO→クラブ協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、保護者等のうちから選出する委員をもって組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（協議会の協議事項）

第7条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

（1） 放課GO→クラブの運営に関すること。

（2） その他区長が必要と認めること。

（協議会の会長及び副会長）

第8条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選により選出する。

3 会長は、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（協議会の運営）

第9条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（協議会の庶務）

第10条 協議会の庶務は、実施校の存する地区を所管する総合支所管理課において処理する。

（放課GO→クラブ連絡協議会）

第11条 各協議会の相互連絡を図り、放課GO→クラブを効果的かつ円滑に推進するため、放課GO→クラブ連絡協議会を設置する。

2 放課GO→クラブ連絡協議会の組織及び運営に必要な事項は、子ども家庭支援部長が別に定める。

（放課GO→クラブサポーター）

第12条 区長は、校内外における児童の安全確認等の業務を行わせるため、協議会から推薦を得た者又は保護者等のうちから放課GO→クラブサポーターを選任する。

（関係課等との連携）

第13条 放課GO→クラブの実施に際しては、児童の健全育成に総合的に対処するため、関係課等と連携を図り行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども家庭支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。ただし、放課GO→クラブひがしまち及び放課GO→学童クラブしばうらは、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の港区放課後児童健全育成事業実施要綱第6条第3項の規定は、平成24年4月1日以後の放課GO→学童クラブの入会に係る選考から適用し、同日前の入会に係る選考については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の港区学童クラブ運営要綱の規定は、平成30年度入会選考から

適用し、平成２９年度入会選考については、選考については、従前の例による。

付 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和２年７月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表

名称	実施校
放課GO→クラブおなりもん	港区芝公園三丁目２番４号 港区立御成門小学校
放課GO→クラブしば	港区芝二丁目２１番３号 港区立芝小学校
放課GO→クラブあかばね	港区三田一丁目４番５２号 港区立赤羽小学校
放課GO→クラブあざぶ	港区麻布台１―５―１５ 港区立麻布小学校
放課GO→クラブなんざん	港区元麻布三丁目８番１５号 港区立南山小学校
放課GO→クラブほんむら	港区南麻布三丁目９番３３号 港区立本村小学校
放課GO→クラブこうがい	港区西麻布三丁目１１番１６号 港区立筭小学校
放課GO→クラブひがしまち	港区南麻布一丁目８番１１号 港区立東町小学校
放課GO→クラブあかさか	港区赤坂八丁目１３番２９号 港区立赤坂小学校
放課GO→クラブあおやま	港区南青山二丁目２１番２号 港区立青山小学校
放課GO→クラブせいなん	港区南青山四丁目１９番７号

放課GO→クラブしろかね	港区白金台一丁目4番26号
放課GO→クラブしろかねのおか	港区白金四丁目1番12号 港区立白金の丘小学校
放課GO→クラブたかなわだい	高輪二丁目8番24号 港区立高輪台小学校内
放課GO→クラブしばうら	港区芝浦四丁目8番18号 港区立芝浦小学校
放課GO→クラブしばはま	港区芝浦一丁目16番31号 港区立芝浜小学校
放課GO→クラブこうなん	港区港南四丁目3番28号 港区立港南小学校敷地内

様式（省略）